

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

## 香川県規則第28号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第6条第1項に規定する規則で定める者)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 婦人相談所等から配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書</u> <u>の交付を受けている者又は配偶者暴力対応機関等（配偶者暴力防止等法</u> <u>第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所を除</u> <u>く。）</u>、<u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務</u> <u>所その他の都道府県又は市町村の関係機関並びに配偶者からの暴力の防</u> <u>止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体をいう。）</u>から <u>県営住宅への入居に関する配偶者暴力被害申出受理確認書（第1号様式）</u> <u>の交付を受けている者</u></p> <p><u>(10)・(11) 略</u></p> <p>(入居の申込み)</p> <p>第7条 条例第7条の規定による入居の申込み（以下「入居申込み」という。） は、<u>県営住宅入居申込整理票（第1号様式の2）</u>を知事に提出して行わな ければならない。</p> <p>(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(13) 第3条の2第9号に規定する交付を受けている者</u></p> <p><u>(14) 第10号から前号までに掲げる者のほか、第3条の2第10号に規定す</u> <u>る者が属する世帯</u></p>	<p>(条例第6条第1項に規定する規則で定める者)</p> <p>第3条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のい ずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9)・(10) 略</u></p> <p>(入居の申込み)</p> <p>第7条 条例第7条の規定による入居の申込み（以下「入居申込み」という。） は、<u>県営住宅入居申込整理票（第1号様式）</u>を知事に提出して行わなけれ ばならない。</p> <p>(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)</p> <p>第8条の2 条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるものは、次の各 号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(13) 前3号に掲げる者のほか、第3条の2第9号に規定する者が属する</u> <u>世帯</u></p>

(15) 社会福祉協議会（社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会及び同法第110条第1項に規定する都道府県社会福祉協議会をいう。）から入居に係る配慮の要望があった者が属する世帯

（入居の許可の申請）

第8条の4 略

2 略

3 略

(1)～(8) 略

(9) 第8条の2第13号に該当する場合 婦人相談所等の長の証明書又は県営住宅への入居に関する配偶者暴力被害申出受理確認書

(10) 第8条の2第14号又は第15号に該当する場合 知事が必要と認める書類

（請書等）

第9条 略

2 略

(1)・(2) 略

(3) 第3条の2第11号に規定する支援を受けている者が属する世帯の場合

3～5 略

(14) 社会福祉協議会（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会及び同法第110条第1項に規定する都道府県社会福祉協議会をいう。）から入居に係る配慮の要望があった者が属する世帯

（入居の許可の申請）

第8条の4 略

2 略

3 条例第8条の3第1項の規定により知事の登録を受けて入居予定者となった者が第1項の申請書を提出する場合は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 第8条の2第13号又は第14号に該当する場合 知事が必要と認める書類

（請書等）

第9条 略

2 条例第9条第1項第1号ただし書及び第11条第2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)・(2) 略

(3) 第3条の2第10号に規定する支援を受けている者が属する世帯の場合

3～5 略

第1号様式（第3条の2、第8条の2、第8条の4関係）

（表 面）

県営住宅への入居に関する配偶者暴力被害申出受理確認書

(ふりがな) 氏 名	
生年月日	年 月 日
(ふりがな) 同伴者氏名	
生年月日	年 月 日
(ふりがな) 同伴者氏名	
生年月日	年 月 日
(ふりがな) 同伴者氏名	
生年月日	年 月 日
連絡先等	

配偶者 暴力対 応機関 等 記 載 欄	<p style="text-align: right;">受付日 年 月 日</p> <p>所在地及び名称 代表者氏名 電話番号</p>
民間団 体 記 載 欄	<p>(1) 連携している地方公共団体名及び連携の態様</p> <p>(2) 本確認書記載者に対する支援の概要</p>

上記の者は、配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出たことを確認する。  
 なお、本確認書の用途は、県営住宅への入居に関し、配偶者からの暴力を理由に避難して  
 いる者からの申出に使用する場合に限るものとし、他の制度に関する申請、訴訟等に使用  
 することはできない。

(裏面)

- 備考 1 「氏名」欄は、配偶者からの暴力被害を申し出た者の氏名を記入してください。
- 2 「同伴者氏名」欄は、配偶者からの暴力被害を申し出た者に県営住宅へ同居しようとする親族がいる場合において、その者の氏名を記入してください。
- 3 「連絡先等」欄は、本人の連絡先以外にも、配偶者暴力対応機関等や代理人など本人と連絡が取れる者の名称及び電話番号を記入することができます。
- 4 太枠内は、配偶者からの暴力被害の申出を受け付けた機関等が記入してください。
- 5 代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、肩書のみとし、氏名を省略することができます。また、代表者は、適切な組織の長としてください。市町村等の長である必要はありません。
- 6 「配偶者暴力対応機関等記載欄」は、必要に応じ、整理番号や本人確認を行った旨などを記載してください。
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体（婦人保護事業委託団体、地域配偶者暴力協議会参加団体及び補助金等交付団体）においては、「名称」に団体名を記載し、「代表者氏名」については氏又は名のみ記載で差し支えありませんが、団体又は代表者の印（個人印を含む。）を押印してください。なお、「所在地」は、秘匿することができます。
- 8 各都道府県及び市町村の住宅部局においては、確認書に記載されている配偶者暴力対応機関等や確認書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（配偶者であった者を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮してください。

第1号様式の2（第7条、第8条の3関係）

略

第1号様式（第7条、第8条の3関係）

略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。